

表 東卸定款は中小企業等協同組合法に違反している

	東卸定款	中小企業等協同組合法
総会の招集	第54条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。	(総会の招集) 第46条 通常総会は、定款の定めるところにより、 毎事業年度一回招集しなければならない。 第47条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。 2 組合員が 総組合員の五分之一 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合) 以上の同意を得て 、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して 総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。
総会の議決事項	第53条 総会は、組合の解散、合併または事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。	(総会の議決事項) 第51条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 規約及び共済規程又は火災共済規程の設定、変更又は廃止 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 四 組合の子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡 (中略) 五 経費の賦課及び徴収の方法 六 その他定款で定める事項
特別の議決	無し	(特別の議決) 第53条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 一 定款の変更 二 組合の解散又は合併 三 組合員の除名 四 事業の全部の譲渡 五 組合員の出資口数に係る限度の特例 六 第38条の2第5項の規定による責任の免除
役員の変更	無し	(役員の変更) 第42条 組合員は、総組合員の五分之一 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合) 以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。